

倉吉市プレミアム付きデジタル商品券発行運營業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

エネルギー価格等の物価高騰の影響を受けている市民の暮らしと企業活動への影響を踏まえ、消費の下支えを通じた地域経済活性化及びデジタル化促進を目的とし、倉吉市で民間事業者のキャッシュレス決済を活用したプレミアム付きデジタル商品券（「倉吉市プレミアム付きデジタル商品券」）を発行します。本要領は、市がその発行・運營業務を行う事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものです。

2 業務の概要

（1）委託業務名

倉吉市プレミアム付きデジタル商品券発行運營業務

（2）業務の内容

別添資料「倉吉市プレミアム付きデジタル商品券発行運營業務委託仕様書」のとおり。

なお、別添資料は、この業務の業者選定を行うための資料であり、実際の仕様書の作成に当たっては、選定された参加者から提出された企画提案をもとに双方協議の上、一部変更することがあるものとします。

（3）委託期間

契約締結日から令和8年3月19日まで

（4）予算額等

プレミアム原資	100,000,000 円
業務委託上限額	18,920,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
合計	118,920,000 円

（5）委託料の支払いについて

仕様書のとおり。

（6）未利用の商品券について

商品券に未使用分が生じた場合は、該当分を市に納付するものとします。ただし、プレミアム分を除く額で、納付が困難な場合においては、その他の手法について発注者と協議するものとします。

3 参加資格要件及び失格事由

（1）参加資格要件

この公募型プロポーザル（以下「本件プロポーザル」という。）に参加できる事業者は、単独の法人または2以上の者により任意に結成された共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす事業者とします。

なお、共同企業体の場合は、その全ての構成員が次に掲げる要件の全てを満たすものとし、本件プロポーザルに別に参加する事業者又はその共同企業体の構成員となることはできません。また、参加意向申出書の提出以降は、原則としてその共同企業体の構成員を変更するこ

とは、できません。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- ウ 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- エ 国又は地方公共団体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- オ 国税及び地方税に滞納がない者であること。
- カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団、若しくはそれらの利益となる活動を行う者又は同法第 2 条第 6 号に規定する者が役員就任や経営関与等を行っている者でないこと。
- キ カに掲げる者から委託を受けた者でないこと。
- ク 過去 5 年間（令和 2 年度～令和 6 年度）に地方公共団体（市町村に限る。）において類似の業務を受託した実績がある者。

（2）失格事由

次の事由に該当する場合は、失格となります。

- ア 企画提案書が提出期限に提出されなかった場合。
- イ 企画提案書の内容に虚偽の記載がある場合。
- ウ 他の参加者の協力者となった場合。
- エ 企画提案書の提出後に本実施要領「参加資格要件」に定める要件を満たさなくなった場合。
- オ その他、本実施要領に定める手続、方法等を遵守しない場合。

4 公募のスケジュール（予定）

（1）公告・募集要領の公表

令和 7 年 1 月 21 日（火）

（2）質問の受付締切

令和 7 年 1 月 24 日（金）正午

（3）質問の回答

令和 7 年 1 月 28 日（火）

（4）参加意向申出書等の提出期限

令和 7 年 1 月 31 日（金）午後 5 時

（5）企画提案書等の提出期限

令和 7 年 2 月 6 日（木）午後 5 時

（6）企画提案審査会

令和 7 年 2 月 12 日（水）

（7）審査結果の通知

令和 7 年 2 月 17 日（月）

5 参加に係る書類の提出

この企画提案に参加を希望する事業者は、次により参加意向申出書を提出してください。

(1) 提出方法

郵送、持参または電子メールによるものとします。郵送の場合は書留郵便とし、提出期間内に到着するようにしてください。電子メールの場合は、件名を「倉吉市プレミアム付きデジタル商品券発行運營業務参加申出書について」とし、電子メール送信後に送信した旨を電話で連絡してください。

(2) 提出期間

令和7年1月31日（金）午後5時必着

(3) 提出先

「11 担当部署」に同じ

(4) 提出書類 次の書類を各1部提出すること。

ア 参加意向申出書（様式第1号）

イ 主な類似業務実績書（様式第2号）

※イについては、審査時の資料としても使用します。

ウ 委任状（様式第3号）

エ 共同企業体一覧表（様式第4号）

※ウ、エについては、共同企業体で本件プロポーザルに参加する場合に提出してください。

6 質問及び回答

(1) 質問の提出方法

本件プロポーザルの実施内容に質問がある場合は、質問書（様式第5号）に質問内容を記入し電子メールにより「11 担当部署」へ提出することとします。なお、その際は件名を「倉吉市プレミアム付きデジタル商品券発行運營業務質問書について」とし、電子メール送信後に送信した旨を電話で連絡してください。

※電話、口頭等電子メール以外での質問及び期限後の質問には回答いたしません。

(2) 質問の受付期間

令和7年1月24日（金）正午必着

(3) 回答方法

受付期間内に寄せられた質問及びそれに対する回答は、質問者名がわからない形で一覧表に取りまとめ、令和7年1月28日（火）までに全ての参加者に電子メールで送信します。

※類似の質問内容は、質問を統合し一括して回答します。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

郵送または持参によるものとします。郵送の場合は書留郵便とし、提出期限までに到着するようにしてください。

(2) 提出期間

令和7年2月6日（木）午後5時必着

（3）提出先

「11 担当部署」に同じ。

（4）企画提案書及び見積書の作成について

ア 企画提案書

（ア）用紙はA4判（A3判の折り込み可）とし、別紙「仕様書」、「評価基準書」に従って作成してください。

（イ）概念図やフロー図などを活用し、分かりやすい表現となるよう留意してください。

イ 見積書

（ア）様式は任意とします。ただし、積算の内訳は可能な限り細分化してください。

（イ）金額は事務委託分に係る経費のみで計算してください（プレミアム分を合算しない）。

（ウ）下記に掲げる費目に係るものは、全体の契約金額を超えない範囲において、その支出に要したものの単価ごとに費用を計算し代金を確定します。

- a 広報に係る経費（ポスター・フライヤーやランディングページ等の製作費（ポスター・フライヤー等のデザインはデータ納品まで））
- b 販売代金の収納に係る経費
- c 利用者のアカウントを維持・管理するための経費
- d 利用者のスマートフォン等でデジタル商品券の残高を管理するための経費
- e コールセンター運営に係る経費

ウ 提案者概要（会社概要等）（任意様式）

エ 「国税納税証明書」及び本社の所在する自治体の「市町村税（都税）証明書」（写し可）

令和6年11月1日以降に取得したものを添付すること。

オ 法人登記簿本

提出日前3か月以内のものを添付すること（写し不可）

（5）提案に含める内容

企画提案書には、次の内容を必ず全て含めてください。

（ア）デジタル商品券の運営に当たり、利用するキャッシュレス決済サービスの名称及び利用者がデジタル商品券を利用して市内店舗で商品を購入する際のフロー

※複数のキャッシュレス決済サービスを利用する場合は、全てを記載してください。

（イ）複数のキャッシュレス決済サービスを利用する場合、一人当たりの最大購入セット数を管理する方法

（ウ）事業実施のスケジュール

（エ）申込開始前後に短期間で広く事業を市民に向けて周知するための効果的な広報方法

（オ）申込受付方法及び申込を増やすための効果的な方策（仕様書に記載のあるものの他、対面での案内等、特にスマートフォンの利用が不慣れな方が申込をすることができるための方策）

（カ）利用者がデジタル商品券を購入する際の決済方法

- (キ) デジタル商品券を完売させるための具体的な方策
- (ク) 申込者が倉吉市内に居住していることの確認方法
- (ケ) 不正申込（重複申込、架空名義での申込等）を確認する方法
- (コ) 利用するキャッシュレス決済サービスでの、提案書作成時点での倉吉市内の利用店舗数（概数）と業種別内訳、令和7年5月初旬及び7月初旬時点の目標利用店舗数（複数のキャッシュレス決済サービスを利用する場合はキャッシュレス決済サービスごとの数値を記載）
- (サ) 利用店舗等を増やすための効果的な方策（仕様書に記載のあるものの他、デジタル機器の操作に不慣れな店舗に利用店舗登録をしてもらうための効果的な方策）
- (シ) 利用店舗等の負担（決済手数料の料率、サービス基本料が必要な場合はその額、新規加盟の際に費用が必要な場合はその額、利用店舗等で機器等の導入が必要な場合これに要する費用、売上金の振込に要する費用、有償のオプションがある場合はその内容及び費用、売上から入金までのサイクル他）
店舗との契約内容により費用負担が異なる場合は、倉吉市内における標準的な金額または料率、最も高額な金額または料率、最も低額な金額または料率を記載してください。
- (ス) 利用店舗等がデジタル商品券で商品を販売してから、入金を受けるまでの、所要日数を含めたフロー（利用店舗の負担で早期入金が可能の場合は、その費用についても記載）
- (セ) コールセンターの体制
- (ソ) スマートフォンの利用が不慣れな利用者・利用店舗に対するフォロー体制
- (タ) 利用するキャッシュレス決済サービスの安全性、安定性等の特長及び実績
- (チ) 不正利用防止に関する方策
- (ツ) 情報セキュリティ管理体制
- (テ) 事業効果の測定方法および提供可能データの種類
- (ト) 事業全体の管理・実施体制
- (ナ) その他、「1 趣旨」に記載の事業目的の達成に資する提案があれば含めてください。

(6) 提出部数

正本1部、副本7部。また、提出データをPDF形式でDVD等により提出してください。ただし、7（4）エ、オについては正本1部のみ。

8 選定方法

(1) 選定方法

企画提案書の内容や実績、提案会でのプレゼンテーションについて総合的な判断を行った上で採択を決定します。公募内容や応募資格に合致していない提案は選考対象外となります。

なお、提案者が多数の場合は提出書類により1次審査を行う場合があります。1次審査の結果は、個別に通知します。

ア 企画提案選定委員会の設置

倉吉市プレミアム付きデジタル商品券発行運營業務受託選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設け、企画提案書の内容審査を行います。

イ 第一優先交渉事業者の選定

別紙に示す「評価基準書」に基づき評価し、評価点が最も高い者を第一優先交渉事業者とします。

参加者が1社の場合においても審査を実施するものとし、その場合評価点が60%以上でなければ交渉権者として認めないものとします。なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した提案者が複数の場合は、次の順で選定します。

（ア）1位の点数をつけた委員が多い提案を採用します。

（イ）（ア）で選定されない場合、各提案において、1番高い点数と1番低い点数を除外した合計得点が高い提案を採用します。

（2）企画提案審査会（プレゼンテーション及び質疑応答）の実施

ア 日時（予定）

令和7年2月12日（水）

実施時間・会場等の詳細は個別に通知します。

イ 内容

企画提案書に基づくプレゼンテーション（20分）、質疑応答（10分程度）。

ウ 使用機材

プロジェクター、スクリーンは倉吉市が準備しますが、インターネット環境はありません。

エ 注意点

（ア）提出以降の資料の変更、追加はできません。

（イ）参加人数は1事業者当たり2人以内とします。

（ウ）受託決定後に当該業務に具体的に携わる担当者が出席し、説明を行ってください。

（3）審査結果

審査結果は、令和7年2月17日（月）までに電子メールにより全ての提案者に通知します。

9 委託内容の決定

審査会により選定された第一優先交渉事業者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。

契約に当たっては、企画提案書に記載の内容は尊重しますが、全ての提案内容が反映されるとは限りません。第一優先交渉事業者との協議が不調となった場合には、次点者を随意契約の協議の相手方とします。

10 その他

（1）提出された書類は、返却しません。

（2）審査経過や結果へのいかなる問合せにも応じません。

- (3) 応募の辞退をする場合には、「応募辞退届（様式第6号）」を提出してください。
- (4) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するために公表することがあります。
- (5) 提出書類に関し、倉吉市情報公開条例（平成13年倉吉市条例第24号）の規定に基づく公文書の開示の請求があった場合は、同条例第10条の不開示情報を除き、これを開示します。
- (6) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とします。
- (7) 次のいずれかに該当する応募を行った者の当該応募は、無効とします。
 - ア 実施要領等に示した参加者に必要な資格のない者が行った応募
 - イ 企画提案参加申込書等に虚偽の記載をした者が行った応募
 - ウ 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な応募
 - エ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した応募
- (8) 本業務の契約においては、契約書の作成を必要とし、その作成に要する費用は、受託者の負担とします。
- (10) 倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号）第84条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。
- (11) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により定めます。

11 担当部署

倉吉市経済観光部しごと定住促進課雇用政策・企業支援係

〒682-8633 鳥取県倉吉市堺町2丁目253-1

電話 0858-22-8129／電子メール shoukou@city.kurayoshi.lg.jp